

盛岡広域振興局長告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年12月12日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 不動盛岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡矢巾町大字上矢次第1地割89番2地先から第3地割63番4地先まで	新	A 23.1~20.0 m	m 232.8
紫波郡矢巾町大字上矢次第1地割89番5地先から81番4地先まで		B 60.3~10.3	250.7
紫波郡矢巾町大字上矢次第1地割89番2地先から第3地割63番4地先まで	旧	A 17.5~16.7	232.8
紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割85番2地先から大字煙山第17地割116番2地先まで	新	48.9~19.0	375.7
	旧	33.3~13.4	375.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成29年12月12日から平成30年1月12日まで